

☆*. <http://www.otuki.org/>

【社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所】

配信登録をいただきまして、誠にありがとうございます。

大槻事務所のメールマガジンをお送りいたします。

2012年3月号

*.☆

【目次】

▼不定期連載 社会保険労務士 島 麻衣子のアテンション・プリーズ

(社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 アドバイザー)

▼大槻事務所だより 3月号

http://www.otuki.org/magazine/magazine_vol36.pdf

▼弊所の「労務デュー・デリジェンス」をご活用ください。

▼4月無料セミナーのご案内

▼不定期連載コラム 島 麻衣子のアテンション・プリーズ

「職場のパワーハラスメント」最新情報

職場でおこるいじめや嫌がらせを指す言葉として、「パワーハラスメント」という言葉を全く知らない、という方はいらっしゃるでしょう。メディア等を通して広く認識されている言葉ですが、実は統一された明確な定義はありません。今、この「パワーハラスメント」の対策に政府が動き始めています。

◆1月30日厚生労働省ワーキング・グループ報告

厚生労働省が設けた有識者、労使、政府で構成される「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」のワーキング・グループでは、昨年7月からこの問題に関し議論・検討を重ね、1月30日に報告書を発表しました。

◆内容で注目すべき点は

この報告書の内容は、大きくは 1: 職場のいじめ・嫌がらせ問題の現状や取組の必要性・意義、 2: 職場のいじめ・嫌がらせの定義および行為類型、 3: 企業、労働組合の取組例の3点になりますが、今回特に注目されているのは、 2: の内容です。報告書では、今まで政府としての明確な定義がなかった職場の「いじめ・嫌がらせ」、「パワーハラスメント」とはどのような行為なのか、または具体的にどのような行為があるのかという分類を行ったのです。

◆パワーハラスメントの定義

報告書では、以下のような行為を「職場のパワーハラスメント」と呼ぶことを提案しています。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優

位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

これまでパワーハラスメントといえ、上司が部下に対して行うもの、というイメージが強かったのですが、この定義では、「職務上の地位」だけでなく「人間関係」などの「職場の優位性を背景とした」行為、すなわち部下から上司への嫌がらせ、同僚同士のいじめなども「職場のパワーハラスメント」として、労使が取り組むべき問題としたのです。

◆パワーハラスメントにはどのような行為があるか

報告書ではパワーハラスメントの行為を次の6つに分類しました。

- 1: 暴行、傷害（身体的な攻撃）
- 2: 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- 3: 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- 4: 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- 5: 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- 6: 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

これらの項目のうち、4～6については、「業務の適正な範囲を超えた」行為であるかどうかの判断が難しいケースが考えられます。報告書では、行為が行われた状況や、業種、企業文化によっても判断が変わるため、各企業・職場で範囲を明確にする取組を行うことが望ましいとしています。

◆パワーハラスメント対策の今後

前述の「円卓会議」では、この報告書を受けて3月にもこの問題の予防・解決の取り組みに対する「提言」（仮）をとりまとめることになっています。今後は企業にも、この問題への取り組みが求められることになるでしょう。今後の政府の動向に留意が必要です。

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 アドバイザー
社会保険労務士 島 麻衣子事務所所長 島 麻衣子

▼大槻事務所だより

3月号は 助成金 の特集です！

http://www.otuki.org/magazine/magazine_vol36.pdf

▼弊所の「労務デュー・デリジェンス」をご活用ください。

「合併」「M&A」なんて言葉を社内で耳にしたら是非、弊所までご連絡ください。

一口にM&Aといってもその中身が、「合併」「分割」「譲渡」なのか、また「新設型」「吸収型」なのかで、労働諸法令や労働・社会保険上の手続きでの抑えるべきポイントに違いがあります。そしてこのポイントを押さえずに進めてしまうと、思わぬところでトラブルが生じたり、将来莫大な債務を背負ってしまうこ

とになりかねません。

弊所の「労務デュー・デリジェンス」では、未払い賃金をはじめとした債務の洗い出しから、M&A 実行時に発生する労働・社会保険等で実務上漏れやすい手続きのサポートまで M&A を成功に導くためのお手伝いをさせていただきます。「債務って何があるの?」「労働保険は?」「年金は?」「助成金への影響は?」と悩む前にまずは、弊所までお電話ください。

▼4月無料セミナーのご案内

次回開催予定が決まりました!

テーマ: 労働保険行政及び社会保険行政の調査等の実態

日時: 2012年4月26日(木) 13:30~

場所: 大槻事務所(友泉銀座ビル8F)

定員: 30名

労働社会保険法令の基礎から抑えた行政調査の実態、対応について行う予定です。

詳細は追ってご連絡いたします。

◆メールマガジンの停止または配信先の変更は下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

◆編集後記

大槻事務所ではこの2月より京橋支社と銀座支社が統合され、引越し作業も無事完了しました。

人数も50人を超えましたので衛生管理者や産業医の選任を先日行いました。

多くの会社様では年度末を迎え、人事部の皆様におかれましては多忙な日々を過ごされているかと存じます。労使協定や就業規則改定に伴う労働基準監督署への提出はお済みでしょうか。

また各拠点、支店・支社なども引越し等あれば届出が必要です。ご不明な点等ありましたらどうぞ大槻事務所までご相談ください。

編集・発行: 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ: info@otuki.org

Web サイト: <http://www.otuki.org/>